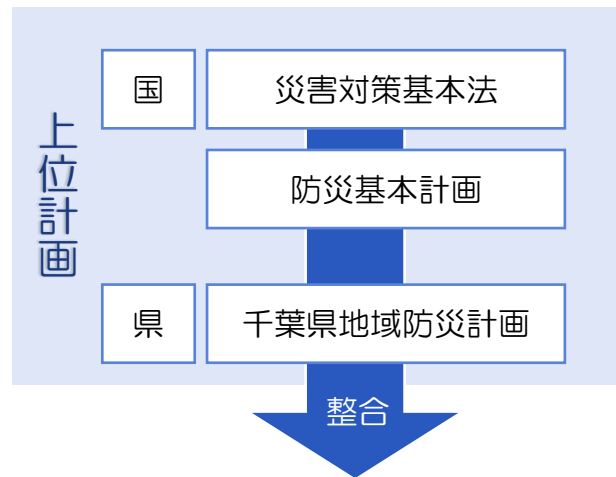


四街道市地域防災計画 概要版

1. 地域防災計画とは

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、四街道市防災会議が作成する計画です。本計画は、四街道市の地域に係る災害対策に関し、市と千葉県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、市民、自主防災組織（区・自治会）、事業所、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が総力を結集して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。



四街道市地域防災計画

計画全般にわたる理念・基本方針等を示す「総則編」、平常時から進める予防対策や災害時の受援体制整備、災害発生後の復旧対策を示した「共通編」、災害発生直後の市民・自主防災組織（区・自治会）、事業者、行政等が行う応急活動を災害の種類ごとに示した「災害応急対策編」の3編で構成されています。

編	章	内 容
総 則 編	—	計画全般の理念・方針、市や防災関係機関等の役割、被害想定等の計画に関する基本的事項
共 通 編	災 害 予 防 計 画	防災体制の整備、市民等の防災行動力の向上、市で進めるまちづくり、被害防止対策等、災害に備えて平常時に実施する予防計画
	受 援 計 画	災害時の市外からの応援受入れに関する計画
	災害復旧・復興計画	災害後の迅速な現状復旧、中・長期的視点に立った復興等の基本的な方針を定めた計画
災害応急対策編	震 災 対 策 計 画	地震災害時の組織体制、情報の収集、避難、消防、救助、救援活動等の応急対策計画
	風 水 害 対 策 計 画	風水害・土砂災害・雪害発生時又は発生前の組織体制、情報の収集、避難、消防、救助、救援活動等の応急対策計画
	火 山 噴 火 対 策 計 画	火山噴火による降灰被害の応急対策計画
	大規模事故対策計画	市域で想定される大規模火災、危険物等事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故、大規模停電事故の応急対策等の計画

2. 四街道市の災害リスク

四街道市地域防災計画で想定している災害リスクは以下のとおりです。

地震

市では、四街道市直下地震と千葉県北西部直下地震を想定地震としています。

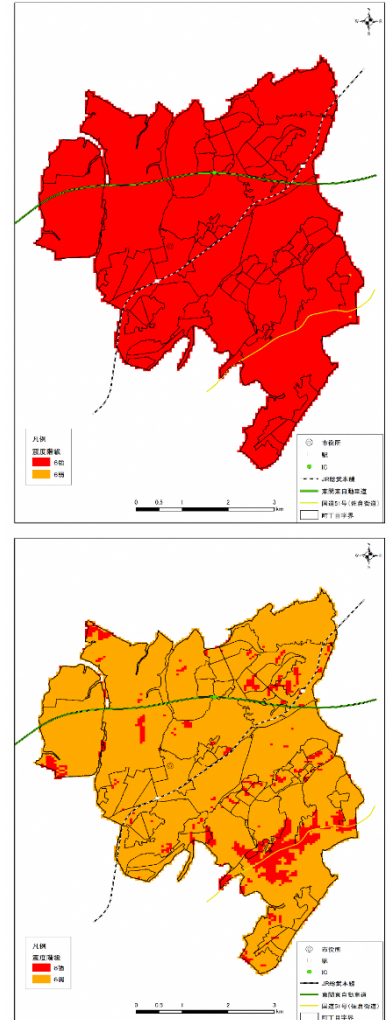
- 四街道市直下地震(M6.9)が発生した場合、市における地震動の強さは震度6弱から6強で、市のほぼ全域に震度6強の強い揺れが想定されます。揺れ及び地盤の液状化による建物被害は、全壊1,832棟、火災による焼失棟数は464棟と想定されます。人的被害は、死者が45人、重傷者を含む負傷者が891人、最大避難者は13,647人（うち避難所生活者5,459人）と想定されます。
- 千葉県北西部直下地震(M7.3)が発生した場合、市での地震動の強さは震度6弱から6強で、市のほとんどに震度6弱の強い揺れが想定されます。揺れ及び地盤の液状化による建物被害は、全壊456棟、火災による焼失棟数は5棟と想定されます。人的被害は、死者が4人、重傷者を含む負傷者が380人、最大避難者は2,570人（うち避難所生活者1,028人）と想定されます。

右上図：四街道市直下地震

【震度】赤色6強 橙色6弱

右下図：千葉県北西部直下地震

【震度】赤色6強 橙色6弱



風水害

市では、風水害として洪水、土砂災害を想定しています。

- 想定最大規模の降雨で利根川水系高崎川が氾濫した場合、危険性の高い地域として、鹿島川、小名木雨水幹線沿いの低地が洪水浸水想定区域に指定されています。また、台風や豪雨による内水氾濫、建物被害、大規模停電も予想されています。
- 土砂災害の危険性が高い箇所として、土砂災害警戒区域が24箇所（うち土砂災害特別警戒区域が含まれる箇所は21箇所）、急傾斜地崩壊危険区域が1箇所指定されています。

市では、災害発生時における各地域の迅速で安全な場所への避難、および被害の軽減を目的として、『防災ハザードマップ』を作成しています。自宅や職場の災害リスクを事前に把握し、いざという時に備えましょう。
<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/smph/kurashi/bohan/bosai/hazardmap/hzmap.html>



3. 災害に強い安全なまちづくり

地震や風水害等の「災害に強い安全なまちづくり」を目指すため、本計画では以下のとおり基本方針を定めています。

1 防災体制の強化

災害時に防災拠点、情報収集伝達手段、ライフライン等が被害を受けることにより、その後の被害が拡大し、被災者支援や復旧等が遅れるおそれがあることから、初動期から機能する防災体制の強化を進めます。

2 防災行動力の向上

大規模災害に向けて対策を進めるために、公助による体制に加え、自助・共助の地域の防災行動力の向上が欠かせないことから、地域と連携し、防災行動力の向上に係る対策を進めます。

3 災害に強いまちづくり

大規模災害に対し、市域全体の防災機能を向上することが求められることから、市街地の整備や施設の耐震化など災害に強いまちづくりを進めます。

4 地震災害の防止に関する調査研究

地震による被害は、想定される規模とともに市の社会条件と密接に関係することから、国や県の公表する被害想定や防災対策等について、市の地域・社会特性を反映した実践的な震災対策とするための調査研究を進めます。

市民のみなさんへ



「災害に強い安全なまちづくり」を目指し、被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが防災行動力を高めて連携することが大切です。大きな災害が発生すると、市役所などからの支援には時間がかかる場合があります。そのため、被害をできるだけ少なくするために、自分を守る「自助」と地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」がとても重要となってきます。

「自助」「共助」「公助」の役割

- 自助：自分や家族の命は自ら守る
- 共助：地域や隣近所で助け合う
- 公助：国、県、市など行政機関や公共機関が救助・支援する

四街道市地域防災計画では、各計画の項目に対して【自助・共助の役割】を記載しています。

【自助・共助の役割】

市民	・避難生活の長期化に伴う健康管理に関する事 ・感染症対策に関する事
区・自治会、自主防災組織	・指定避難所の衛生管理に関する事 ・避難者の健康把握の協力に関する事

4. 災害に備える

市では災害に備え、市民のみなさんへ向けて以下の様な取り組みを行っています。

1 市民による自助の備え

市は、「自らの命は自ら守る」ために必要な防災対策として以下の項目を推奨しています。

身の安全	<ul style="list-style-type: none">・住宅等の耐震性の確保・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止・ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
火災防止	<ul style="list-style-type: none">・住宅等の耐火性の確保・日頃からの出火の防止・消火器、火災警報器、感震ブレーカー等住宅用防災機器の設置
避難	<ul style="list-style-type: none">・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認・指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の確認・要配慮者本人及びその家庭では、事前に区・自治会、自主防災組織等や民生委員・児童委員等に伝達
被災生活	<ul style="list-style-type: none">・水（1日一人 3ℓ）及び食料を最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄・医薬品、携帯ラジオ等の非常持出用品や簡易トイレの準備・自宅で居住の継続ができる状況であれば、在宅避難を実践
防災意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">・過去の災害から得られた教訓の伝承・区・自治会、自主防災組織等が行う、地域の相互協力事業への協力・市が行う防災訓練や防災関連事業への積極的な参加

2 防災知識の普及と意識の高揚

市は、市民のみなさんに対して市政だよりや市ホームページでの防災関係記事の掲載、防災講演会の開催など、さまざまな機会を通じた防災知識の普及を行っています。

また、防災ハザードマップ等を作成し防災に対する啓発を行っています。

3 防災訓練

市は、総合防災訓練や地域防災訓練などの防災訓練を実施し、市民の防災意識の高揚及び災害対応力の向上に努めています。

4 避難行動要支援者への対応

市は、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者を支援するため、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」により、避難行動要支援者名簿への登録や避難支援等関係者との情報共有、個別避難計画の作成、福祉避難所への誘導體制等の整備を行っています。

5 生活関連物資等の備蓄

市は、災害により、大きな被害が発生した場合に備えて、市内4カ所の防災備蓄倉庫や各指定避難所の備蓄倉庫に非常用食料、飲料水、毛布などの生活関連物資を備蓄しています。

6 自主防災組織の育成・強化・支援

市は、自主防災組織づくりの促進、自主防災組織の育成、地域防災リーダーの養成を行うとともに、災害への対応力の強化を図るために講習会や防災訓練等を通じ市民に対する啓発活動を行っています。また、自主防災組織の活動に必要な資機材整備に助成等の支援を行っています。

5. 災害時の活動

市は、速やかに応急活動体制を整えるとともに、災害の拡大を防止するため以下のような対策を行います。

1 情報の収集・伝達

市は、円滑な応急対策活動や市民の早期避難活動を実施するため、防災行政無線・広報車、市ホームページ、CATV、メール、SNS等の多様な媒体を用いて情報伝達を行います。また、市役所に応急案内窓口を設置し、市民からの問合せや相談に対応します。

2 避難活動

●情報の発令

市は、台風や大雨による洪水や土砂災害など災害が発生した場合、または災害発生のおそれがある場合に避難情報を発令します。

避難情報等	市民等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●命の危険、直ちに安全確保！
【警戒レベル4】 避難指示	●危険な場所から全員避難 <ここまでに必ず避難！！> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等の避難に時間を要する人は避難する。それ以外の人も避難準備や、状況に応じて自主避難をする。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により災害リスク、避難所等を再確認するとともに、避難情報に注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

●指定避難所の開設、運営

市は、災害が発生した場合、または災害発生のおそれがある場合、避難所を開設します。

指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。
指定避難所	災害により被災した人たちが一時的に滞在・生活する施設です。
指定福祉避難所	高齢者、障害者、妊産婦等、一般の指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方とその家族を対象とする避難所です。

指定避難所の運営は、市が作成した「災害時における指定避難所運営マニュアル」を参考に避難者による自主運営で行うことが基本となり、市職員等はその後方支援を行います。運営に当たっては、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮するよう努めます。また、市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行います。指定避難所における感染症対策については、手洗い、定期的な換気、飛沫感染への注意などの徹底を図るとともに、症状がある者に対しては専用スペースの設置などを行います。

3 消防活動、救援・救護活動

●消防活動

消防本部では、常時、災害に対応できる体制を確保していますが、災害時には、これらの機能を強化した災害消防活動体制を確立して活動します。

●医療・救護活動

市は、保健センターに市救護本部を設置し医療救護活動を行います。また、傷病者の対応が医療機関だけでは対応しきれない場合、指定避難所等に救護所を開設します。

●飲料水、食料、生活関連物資の供給

指定避難所の避難者や在宅避難者等に対し、飲料水、食料、生活関連物資の提供を行います。

4 建築物・住宅の応急対策

市は、応急仮設住宅の建設、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等を行い、住家を失った被災者に提供します。また、被害により住宅での当面の日常生活ができず、なおかつ自らの資力では応急修理等ができない者などには被災住宅の応急修理、住宅敷地内障害物の除去を行います。

●住家の被害調査・罹災証明の発行

市は、災害により被害を受けた被災者に対し、各種被災者支援を受けるために必要な罹災証明書を発行します。＜住宅等の被害状況を写真等で記録しておきましょう＞

5 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者に対して防災行政無線等を用いて「むやみに移動を開始しない」という基本方針を基に、むやみに移動せず施設内に留まるよう呼びかけます。また、安全安心ステーション（災害時帰宅支援ステーション）及び四街道市文化センターを一時滞在施設として開設します。

6. 自助・共助のとりくみ

市民のみなさんへ

① 災害に備える

自主防災活動への参加

自主防災組織への参加や防災訓練などの防災活動に積極的に参加し、いざという時に助け合えるよう、日頃から隣近所や地域の方と話し合ひましょう。

事前の備え

ハザードマップなどを活用して最寄りの避難所や情報収集の手段を確認しておきましょう。また、水（1日一人3ℓ）及び食料を最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄を心掛けましょう。

② 災害時の活動

初期消火・救急救助

身の安全が確保できたら可能な限り地域の初期消火や怪我人の応急手当などを行い、地域ぐるみで協力しましょう。避難の際は、隣近所に声をかけて、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行いましょ

避難所運営への協力

避難所の運営は「避難所運営委員会」を中心に避難者による自主運営が基本となります。炊出しや共有スペースの掃除などの運営活動に積極的に協力しましょう。また、避難所では多くの人と共同生活を送るため避難所のルールを守り、周囲への配慮を心掛けましょ